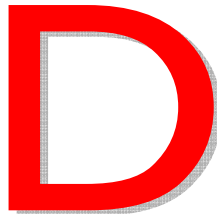
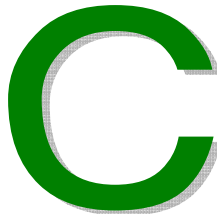



# 国立大学法人法国会附帯決議(衆議院・参議院)の履行状況

国立大学法人法反対首都圏ネットワーク事務局

決議項目 (青字は衆議院・黒字は参議院)	履行状況	コメント
<p>国立大学の法人化に当たっては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学の教育研究の特性に十分配慮するとともに、その活性化が図られるよう、自主的・自律的な運営の確保に努めること。</p> <p>国立大学の法人化に当たっては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学の教育研究の特性に十分配慮するとともに、その活性化が図られるよう、自主的・自律的な運営を確保すること。</p>		<p>○学問の自由と大学の自治</p> <p>全般的に見て、政府の国会附帯決議履行状況は低調であり、大学の研究・教育の特性に配慮しようとする姿勢に乏しい。</p> <p>「学問の自由」は基本的人権の一環であるはずだが、法人化によって、人々の権利が拡大伸長していると実感されない。</p> <p>国家公務員削減という政治的要請から非公務員型法人化が図られた結果、国立大学の教員は教育公務員特例法の適応除外とされてしまったが、これに代わる(設置形態を問わない)大学教員の身分保障制度を打ち立てる必要がある。</p>
<p>国立大学の運営に当たっては、学長、役員会、経営協議会、教育研究評議会等がそれぞれの役割・機能を十分に果たすとともに、相互に連携を密にすることにより自主的・自律的な意思決定がなされるよう努めること。また、教授会の役割についても十分配慮すること。</p> <p>国立大学法人の運営に当たっては、学長、役員会、経営協議会、教育研究評議会等がそれぞれの役割・機能を十分に果たすとともに、全学的な検討事項については、各組織での議論を踏まえた合意形成に努めること。また、教授会の役割の重要性に十分配慮すること。</p>		<p>○運営組織の連携・意思疎通・合意形成</p> <p>『日経』(04/08/02)によれば、経営協議会の学外委員の8割以上が「協議会の意見を大学運営に反映させようとしている」と評価するなど、大学は外部の声を取り入れることに熱心である。だが、その一方で、法人化後、学長・役員会に情報が集中し、教育研究評議会や教授会の構成員が得られる情報が少なくなったという声が多々聞かれる。行政・民間企業では、情報の秘匿や意思決定の不透明さがしばしば重大な過誤・不祥事につながっている。大学はこうした社会の教訓にも学ばなければならない。3年間で専任教員5%削減という重大な決定が、役員会で決定後された後に教授会に示される(和歌山大学)といった附帯決議に違反する事態も生じている。</p>
<p>役員等については、大学の教育研究や運営に高い識見を有し、当該大学の発展に貢献し得る者を選任するよう努めること。</p> <p>役員等については、大学の教育研究や運営に高い識見を有し、当該大学の発展に貢献し得る者を選任するとともに、選任理由等を公表すること。また、政府や他法人からの役員を選任については、その必要性を十分に勘案し、大学の自主性・自律性を阻害すると批判されることのないよう、節度を持って対応すること。監事の任命に当たっては、大学の意向を反映するように配慮すること。</p>		<p>○役員の人選</p> <p>①大学の教育研究や運営に関する専門的知識・経験をもち、②当該大学の発展に貢献しうる者を登用し、大学は、③選任理由等を公表、④節度をもたなければならない。</p> <p>だが、文科省に「本籍」を残したまま各大学の理事を務める、いわゆる「出向役員」は依然としてなくなっていない。文科省・法人とも、文字通り節度が問われる。</p> <p>新潟大学では、明るみに出た官製談合の当事者(前市長)だった監事の適格性が問われている(新大職組声明 05/05/19)。</p>
<p>学長選考会議の構成については、公正性・透明性を確保し、特に現学長が委員になることについては、制度の趣旨に照らし、厳格に運用すること。</p>		<p>○学長選考会議の構成</p> <p>学長選考会議の構成について対外的に公表していない大学がある。滋賀医科大学では、学長選考会議が意向投票で大差をつけられた次点候補者(トップの7割の得票)を学長に選考、文科大臣がこれを任命したことから、その適法性が裁判で争われている(京都新聞 05/06/07)。</p>
<p>文部科学大臣は、中期目標の作成及び中期計画の認可に当たっては、大学の自主性・自律性を尊重する観点に立って適切に行うこと。</p> <p>中期目標の実際上の作成主体が法人であることにかんがみ、文部科学大臣は、個々の教員の教育研究活動には言及しないこと。文部科学大臣が中期目標・中期計画の原案を変更した場合の理由及び国立大学法人評価委員会の意見の公表等を通じて、決定過程の透明性の確保を図るとともに、原案の変更は、財政上の理由など真にやむを得ない場合に限ること。</p>		<p>○中期目標・計画における大学の自主性の尊重</p> <p>PFI 推進という財政上の理由をはみ出す政策的要請を含むものの、大学作成の中期目標・計画原案に対する文科大臣の修正意見は大筋で附帯決議に沿うかたちで行われた。だが、国立大学法人評価委員会の「国立大学法人の中期目標・中期計画(素案)についての意見」は、「具体性の向上」の観点として、達成時期や数値目標の設定を求めており、これを受けて実に84%の大学が中期目標・計画案の修正を行っている。修正率の高さは、中期目標・計画の達成度が評価を受けることを見越して大学が自主規制を行ったことを臭わせる。教員就職率60%(学芸大)や、特許の倍増(静岡大)、文科大臣が言及することを禁じた全教員の個人評価について実施時期を明記する(名工大)など、修正の結果が大学の自律性や教育研究の特性にふさわしいものかどうか疑問が残る。</p>

決議項目（青字は衆議院・黒字は参議院）	履行状況	コメント
<p>国立大学の評価に当たっては、<u>明確かつ透明性のある基準に従って行うとともに、基礎的な学問分野の継承発展や国立大学が地域の教育、文化、産業等の基盤を支えている役割にも十分配慮すること</u>。また、中期目標等の業績評価と資源配分を結びつけることについては、大学の自主性・自律性を尊重する観点に立って<u>慎重な運用に努めること</u>。さらに、評価に係る業務が国立大学の教職員の過度の負担とならないよう努めること。国立大学法人評価委員会の委員は大学の教育研究や運営について高い識見を有する者から選任すること。</p> 	<p>法人に求める中期目標・中期計画に係る参考資料等については、極力、簡素化を図ること。また、評価に係る業務が教職員の過度の負担とならないよう、<u>特段の措置を講ずること</u>。</p> <p>国立大学の評価に当たっては、<u>基礎的な学問分野の継承発展や国立大学が地域の教育、文化、産業等の基盤を支えている役割にも十分配慮すること</u>。また、評価結果が確定する前の大学からの意見申立ての機会<sub>の付与について法令上明記し、評価の信頼性の向上に努めること</sub>。</p> <p>国立大学法人法による評価制度及び評価結果と資源配分の関係については、同法第三条の趣旨を踏まえ<u>慎重な運用に努めるとともに、継続的に見直しを行うこと</u>。</p> <p>国立大学法人評価委員会の委員は<u>大学の教育研究や運営について高い識見を有する者から選任すること</u>。評価委員会の委員の氏名や経歴の外、会議の議事録を公表するとともに、会議を公開するなどにより<u>公正性・透明性を確保すること</u>。</p>	<p><b>D</b></p> <p>○教職員の負担の軽減 法人化と前後して、国立大学の教職員は多くの残業を強いられている。事務職員の削減が進んだ上に、目標・計画の策定作業も含めて、<b>法人化・大学改革にかかる業務が過大なこと</b>が各大学に共通する。法人移行業務にかかる人件費は政府の責任において当然措置されるべきものであるが、「<b>特段の措置</b>」どころか<b>通常業務の残業代すら不足</b>しているのが実態である。政府機関を含めて、法人化・大学改革に関する類似の調査が乱発されていることも現場の多忙に拍車をかけている。</p> <p>○評価の観点 国立大学法人評価委員会「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領」(04/10/25)は、大学の個性、国際的な存在感、機動的・戦略的な大学運営、説明責任の履行などを評価する方向を示しているものの、<b>附帯決議</b>にあるような基礎的な学問分野の継承発展や地域的役割など、内容面での評価のあり方については未知数である。</p> <p>○意見の申し立て 大学評価・学位授与機構が2001年度から4年間にわたって実施した「<b>試行評価</b>」では、各大学は、評価結果に対して異論がある場合、申し立てを行っているが、その結果、評価がやり直されることはなく、単に大学からの意見として併記されるだけのようなようである。</p> <p>○評価と資源配分 国立大学法人に対する評価と資源配分をどのように結びつけるのか、政府の方針はまだ明らかではない。大学評価・学位授与機構の「<b>試行評価</b>」の結果について分析した東京大学・金子元久氏の指摘によれば、評価結果にはムラがあり、大規模大学の方が高いなどバイアスがある。これを予算決定などに結びつけるのには相当な問題がある。</p> <p><b>C</b></p> <p>○国立大学法人評価委員会 大学の教育研究・運営について専門的知識・経験をもつ委員が多数を占めるなど、人選には配慮が見られる。多忙、兼任の多い委員ばかりであり、評価に集中できるかどうか心配される。議事録から、膨大な事務局の報告事項を形式的に追認しているだけのような場面があることも懸念される。</p> <p>○公正性・透明性の確保 評価委員の氏名・経歴、会議の議事録などの情報公開は文部科学省 HP において行われている。会議自体も公開されているものの、傍聴希望者は事前に文部科学省の登録を必要とするなど制約が多い。会議の公開されていることについても十分広報されているとはいえない。</p>
<p>独立行政法人通則法を準用するに当たっては、総務省、財務省、文部科学省及び国立大学法人の関係において、大学の教育研究機関としての本質が損なわれることのないよう、<u>国立大学法人と独立行政法人の違いに十分留意すること</u>。</p>	<p><b>D</b></p>	<p>○国立大学法人を独立行政法人と同列に扱わない 若干の手心が加えられたとはいえ、国立大学法人の運営費交付金には<b>独立行政法人同様の効率化係数</b>が掛けられている。さらに国立大学は授業料収入増を見込める分（標準額）だけ、運営費交付金が減らされるという独自の締め付けもあり、財政的には独立行政法人より苦しい状況にあると指摘される。</p>
<p>独立行政法人通則法第三十五条の準用による政策評価・独立行政法人評価委員会からの国立大学法人等の主要な事務・事業の改廃勧告については、国立大学法人法第三条の趣旨を十分に踏まえ、各大学の大学本体や学部等の具体的な組織の改廃、個々の教育研究活動については言及しないこと。また、必要な資料の提出等の依頼は、直接大学に対して行わず、文部科学大臣に対して行うこと。</p>	<p>—</p>	<p>○政策評価・独立行政法人評価委員会の勧告 未実施のため履行状況は判定できないが、閣議決定(04/12/24)では、政府及び政府関係法人の一層のスリム化を進める方針が示されており、独立行政法人についても、中期目標期間終了時に廃止・統合、民営化の方向を徹底することが確認されている。こうした行政改革の要請が、政策評価・独立行政法人委員会の国立大学法人に対する勧告にも影響することが懸念される。</p>

決議項目（青字は衆議院・黒字は参議院）	履行状況	コメント												
<p>運営費交付金等の算定に当たっては、<u>公正かつ透明性のある基準に従って行うとともに、法人化前の公費投入額を十分に確保し、必要な運営費交付金等を措置するよう努めること。</u>また、<u>学生納付金については、経済状況によって学生の進学機会を奪うこととならないよう、適正な金額とするよう努めること。</u></p>	<p>運営費交付金等の算定に当たっては、算定基準及び算定根拠を明確にした上で公表し、<u>公正性・透明性を確保するとともに、各法人の規模等その特性を考慮した適切な算定方法となるよう工夫すること。</u>また、<u>法人化前の公費投入額を踏まえ、従来以上に各国立大学における教育研究が確実に実施されるに必要な所要額を確保するよう努めること。</u></p>	<p><b>D</b></p> <p>○運営費交付金の算定基準・根拠の公正性・透明性の確保 文科省によれば、2005年度の運営費交付金は「私立大学の授業料等の水準など社会経済情勢等を総合的に勘案」（文科省）して削減された。しかし、この運営諮問会議減額の方針は概算要求後に突如示されたものであり、社会経済情勢だけでは説明にならない。本当の理由は、効率化係数や経営改善係数で、運営費交付金を削減しても、なお認めざるをえない退職手当等の当然増経費を捻出するためだと考えてよい（東京大学広報室05/01/25）。</p> <p>○所要額の確保 2005年度、<b>89校のうち48校で前年より予算額が減少</b>。附属病院への交付金に一律かけられる2%の減額分と合わせ、運営費交付金の減額分が響いたと報じられる（『朝日』05/03/28）。また、<b>国立大学の施設整備費補助金も前年度に対して23.3%減</b>という異常な事態となっている。</p>												
<p>学生納付金については、経済状況によって学生の進学機会を奪うこととならないよう、<u>将来にわたって適正な金額、水準を維持するとともに、授業料等減免制度の充実、独自の奨学金の創設等、法人による学生支援の取組についても積極的に推奨、支援すること。</u></p> 	<p><b>D</b></p>	<p>○高等教育の進学機会の経済格差是正 2005年度、国立大学授業料の標準額は1万5000円アップの53万5800円とされた。国公立の大学としては<b>日本の大学はすでに世界一の高学費</b>であり、進学機会の経済格差是正はますます立ち遅れることになる。</p> <table border="1" data-bbox="1417 943 1948 1329"> <thead> <tr> <th colspan="2">新授業料（赤は値上げ）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万9300円</td> <td>東北大会計大学院</td> </tr> <tr> <td>57万2400円</td> <td>東京農工大技術経営研究科</td> </tr> <tr> <td>53万5800円</td> <td>（新標準額） <b>81大学</b></td> </tr> <tr> <td>53万400円</td> <td>愛媛大＝来年度は新標準額</td> </tr> <tr> <td>52万800円</td> <td>（据え置き） 小樽商科大＝後期は新標準額、佐賀大、北海道教育大修士課程、北見工大、千葉大、東京大、三重大学の各博士課程</td> </tr> </tbody> </table>	新授業料（赤は値上げ）		58万9300円	東北大会計大学院	57万2400円	東京農工大技術経営研究科	53万5800円	（新標準額） <b>81大学</b>	53万400円	愛媛大＝来年度は新標準額	52万800円	（据え置き） 小樽商科大＝後期は新標準額、佐賀大、北海道教育大修士課程、北見工大、千葉大、東京大、三重大学の各博士課程
新授業料（赤は値上げ）														
58万9300円	東北大会計大学院													
57万2400円	東京農工大技術経営研究科													
53万5800円	（新標準額） <b>81大学</b>													
53万400円	愛媛大＝来年度は新標準額													
52万800円	（据え置き） 小樽商科大＝後期は新標準額、佐賀大、北海道教育大修士課程、北見工大、千葉大、東京大、三重大学の各博士課程													
<p>国立大学附置研究所については、大学の基本的組織の一つであり、学術研究の中核的拠点としての役割を果たしていることにかんがみ、<u>短期的な評価を厳に戒めるとともに、財政支出の充実に努めること。</u>全国共同利用の附置研究所についてもその特性を生かすこと。また、各研究組織の設置・改廃や全国共同利用化を検討するに当たっては、各分野の特性や研究手法の違いを十分尊重し、慎重に対応すること。</p>	<p>—</p>	<p>○附置研究所 国立大学附置研究所・センター長会議（「科学技術基本計画に対する意見と提言—現場からの声—」05/01/08）は、「健全な競争が出来る基盤、科学技術の担い手の基礎体力が同時に存在しなければならない」として、<b>国立大学の予算枠の抜本的な拡大を求めている</b>。裏返せば、現行の附置研究所に対する財政支出が不十分だということになる。また、<b>科学者が科学行政に積極的に参加できる環境、若手の研究者養成とポストドクター問題の解決</b>など、科学行政の全般的な改革を訴えている。政府はこれらの声を重く受け取るべきである。</p>												
<p>法人化に伴う労働関係法規等への対応については、法人の成立時に違法状態の生ずることのないよう、<u>財政面その他必要な措置を講ずること。</u>また、法人への移行後、<u>新たに必要とされる雇用保険等の経費については、運営費交付金等により確実に措置すること。</u></p>	<p><b>D</b></p>	<p>○法律を遵守した法人移行 当然すぎるこのことが守られていない。実験室の安全基準達成のための予算措置がないことから、現場では環境測定調査の費用負担に耐えられず申請件数を過少にするなど<b>違法状態が放置</b>されている。<b>サービス残業は全国的に横行</b>している。残業時間が労使協定の上限を上回る違反事例もある。</p>												
<p>国立大学法人への移行について、文部科学省は、進捗状況、課題などを明らかにし、<u>当委員会に報告を行うこと。</u></p>	<p><b>D</b></p>	<p>○国会への報告義務 「国立大学法人への移行の進捗状況等に関する報告」（04/10/28）は、すべての国立大学法人において平成15年度内に「必要な安全衛生管理の改善が図られた」と記載するなど誤った認識に立っている。櫻井充参議院議員による2度に渡る「国立大学法人化に関する質問趣意書」（03/07/25、03/10/07）に対する内閣総理大臣の答弁書にも、質問の趣意を理解していないものがあるなど全般的に不備が目立つ。</p>												
<p>学校教育法に規定する認証評価制度の発展を通じ、国立大学等が多様な評価機関の評価を受けられる環境を整備し、ひいては我が国における大学評価全体の信頼性の向上を図るため、<u>認証評価が円滑に行われるよう必要な資金の確保、その他必要な援助に努めること。</u></p>	<p>—</p>	<p>○認証評価 専門職大学院など一部を除き、国立大学法人の研究・教育に関する評価は大学評価・学位授与機構に一元化されている。多様な評価機関が評価の信頼性の向上につながるのかも不明である。国立大学と認証評価制度とのかかわりについては、何を円滑と呼ぶのかも含めて判定しがたい。</p>												

決議項目（青字は衆議院・黒字は参議院）	履行状況	コメント																																
<p>国立高等専門学校については、<u>各学校の自主性・自律性を尊重し、教育研究の個性化、活性化、高度化が一層進むよう配慮すること。</u></p> <p>国立高等専門学校については、<u>各学校の自主性・自律性を尊重し、教育研究の個性化、活性化、高度化が一層進むよう配慮すること。</u></p>	—	<p>○高等専門学校の自律性の尊重</p> <p>文科省独立行政法人評価委員会は国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センターなど2004年4月発足法人の中期目標・計画を一括して総会で審議するなど扱い方が非常に荒い。高等教育部会の中に置かれることになっている高専機構部会の設置・審議状況も不明である。</p>																																
<p>国は、高等教育の果たす役割の重要性に鑑み、<u>国公立全体を通じた高等教育に対する財政支出の充実に努めること。</u>また、高等教育及び学術研究の水準の向上と自立的な発展を図る立場から、<u>地方の大学の整備・充実に努めること。</u></p> <p>国は、高等教育の果たす役割の重要性にかんがみ、<u>国公立全体を通じた高等教育に対する財政支出の充実に努めること。</u>また、高等教育及び学術研究の水準の向上と自立的な発展を図る立場から、<u>地方の大学の整備・充実に努めること。</u></p>	D	<p>○高等教育全体に対する公財政支出の拡充</p> <p>高等教育機関に対する支出の対GDP比（2000年）</p> <table border="1" data-bbox="1108 557 1835 914"> <thead> <tr> <th>国名</th> <th>公財政支出</th> <th>私費負担</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フランス</td> <td>1.0%</td> <td>0.1%</td> <td>1.1%</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.0%</td> <td>0.1%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>0.5%</td> <td>0.6%</td> <td>1.1%</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>0.6%</td> <td>1.9%</td> <td>2.6%</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>0.7%</td> <td>0.3%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>アメリカ合衆国</td> <td>0.9%</td> <td>1.8%</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td>OECD各国平均</td> <td>1.0%</td> <td>0.3%</td> <td>1.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：『OECDインディケータ（2003年版）』</p> <p>日本の高等教育に対する公財政支出は、依然として先進国中最低水準であり改善されていない。</p>	国名	公財政支出	私費負担	合計	フランス	1.0%	0.1%	1.1%	ドイツ	1.0%	0.1%	1.0%	日本	0.5%	0.6%	1.1%	韓国	0.6%	1.9%	2.6%	イギリス	0.7%	0.3%	1.0%	アメリカ合衆国	0.9%	1.8%	2.7%	OECD各国平均	1.0%	0.3%	1.3%
国名	公財政支出	私費負担	合計																															
フランス	1.0%	0.1%	1.1%																															
ドイツ	1.0%	0.1%	1.0%																															
日本	0.5%	0.6%	1.1%																															
韓国	0.6%	1.9%	2.6%																															
イギリス	0.7%	0.3%	1.0%																															
アメリカ合衆国	0.9%	1.8%	2.7%																															
OECD各国平均	1.0%	0.3%	1.3%																															
<p>職員の身分が非公務員とされることによる勤務条件等の整備については、<u>教育研究の特性に配慮し、適切に行われるよう努めること。</u>また、大学の教員等の任期に関する法律の運用に当たっては、<u>教育研究の進展に資するよう配慮すること。</u></p> <p>職員の身分が非公務員とされることによる勤務条件等の整備については、<u>教育研究の特性に配慮し、適切に行われるよう努めること。</u>また、大学の教員等の任期に関する法律の運用に当たっては、<u>選択的限定的任期制</u>という法の趣旨を踏まえ、<u>教育研究の進展に資するよう配慮するとともに、教員等の身分保障に十分留意すること。</u></p>	D	<p>○非公務員化に伴う労働条件の維持・改善</p> <p>職員の身分が非公務員化されることに伴い、労働時間の延長などさまざまな労働条件の不利益変更が起きている。教員の裁量労働制導入はサービス残業の温床となっている。職員には大学の研究・教育を支える専門性開発のための研修権が確立されていない。その一方で、国家公務員時代の不合理な待遇格差、権力主義的な雇用関係が残されている。</p> <p>○任期制法の厳格な適用</p> <p>複数の大学で<u>任期制が「選択的限定的」でない方法で導入されている。</u>任期制法は国立大学教員だけを対象としたものでないことから、政府は公立大学に対しても無限定な任期制導入を戒める行政指導を行うべきである。</p>																																
<p>法人への移行に際しては、「良好な労働関係」という観点から、<u>関係職員団体等と十分協議が行われるよう配慮すること。</u></p>	C	<p>○職員団体との十分な協議</p> <p>移行過程において、全大教と文科省との間において一定の協議が行われている。だが、法人が誠実交渉義務に違反するなど、附帯決議の趣旨を理解していない事態も存在する。</p>																																
<p>公立の義務教育諸学校の教職員の処遇については、<u>学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法を今後とも堅持し、国家公務員に準拠する規定が外されることにより同法の趣旨が損なわれることがないよう、十分配慮すること。</u></p> <p>公立の義務教育諸学校の教職員の処遇については、<u>学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法を今後とも堅持し、国家公務員に準拠する規定が外されることにより同法の趣旨が損なわれることがないよう、十分配慮すること。</u></p>	—	<p>○義務教育諸学校の教職員の処遇の維持・改善</p> <p>人材確保法は、義務教育諸学校の教育職員の給与を一般の公務員の給与水準に比べて優遇することにより、学校教育の水準の維持向上を図ろうとする趣旨で制定された。ところが、最近の政府の議論は、義務教育費の改革を地方への税源委譲の前提（「骨太方針2004」）となる国庫負担金改革の一環として議論されてしまっており、人材確保法の趣旨どころではなくなっている。文科省は義務教育費国庫負担金の一般財源化には慎重であるが、地方団体は、学校教育の水準の維持向上を教員の処遇の維持・改善によってではなく、学習指導要領、教科書検定、教員免許更新性、義務教育標準法などによって図るとする論を展開しており、附帯決議の履行が懸念される。</p>																																
<p>高等教育のグランドデザインの検討に当たっては、<u>生涯学習社会の形成の観点から、専門学校を含む高等教育全体について、関係府省、地方公共団体等とも連携しつつ、広範な国民的論議を踏まえ行うこと。</u></p>	C	<p>○国民的・民主主義的的高等教育のグランドデザイン</p> <p>大学院の拡大は進んでいるものの、人々の生涯学習ニーズに対応した充実が図られているとは言い難い。答申とりまとめにあたって、中教審大学分科会では、大学団体・教員、経済団体、マスコミ等の「意見発表」が行われたが、国民的論議と呼ぶには不十分である。</p>																																

履行状況の判定

- S…附帯決議の趣旨を十分に達成。
- A…不備な点はほとんどなく、附帯決議の趣旨をほぼ達成。
- B…不備な点はあるが、附帯決議の趣旨を達成しつつある。

- C…不備な点、改善の余地が多い。
- D…附帯決議の趣旨を理解していないか、附帯決議に反する状況である。
- …時期尚早、データ不足などにより評価不能。